

白浜町公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂版）概要版

1. 計画の概要

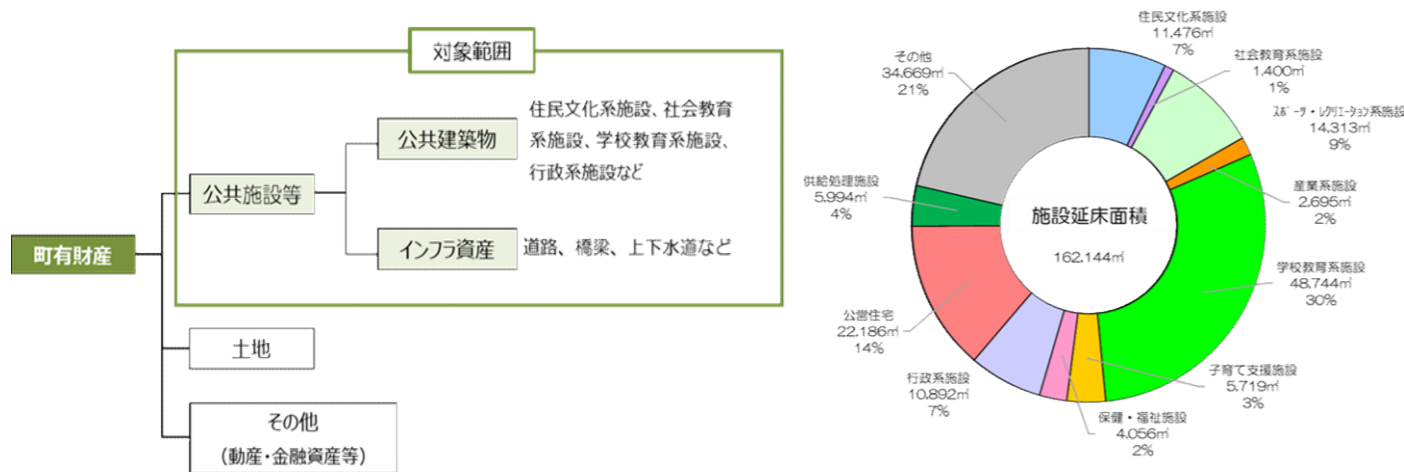
（1）目的及び計画期間

「白浜町公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂版）」（以下「本計画」という。）は、2017年（平成29年）3月に策定した公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画（初版）」という。）に時点補正を加えるとともに、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

なお、本計画の対象期間は、白浜町公共施設等総合管理計画（初版）と同様に2016年度（平成28年度）から2055年度（令和37年度）までの40年間とします。

（2）本計画の対象施設

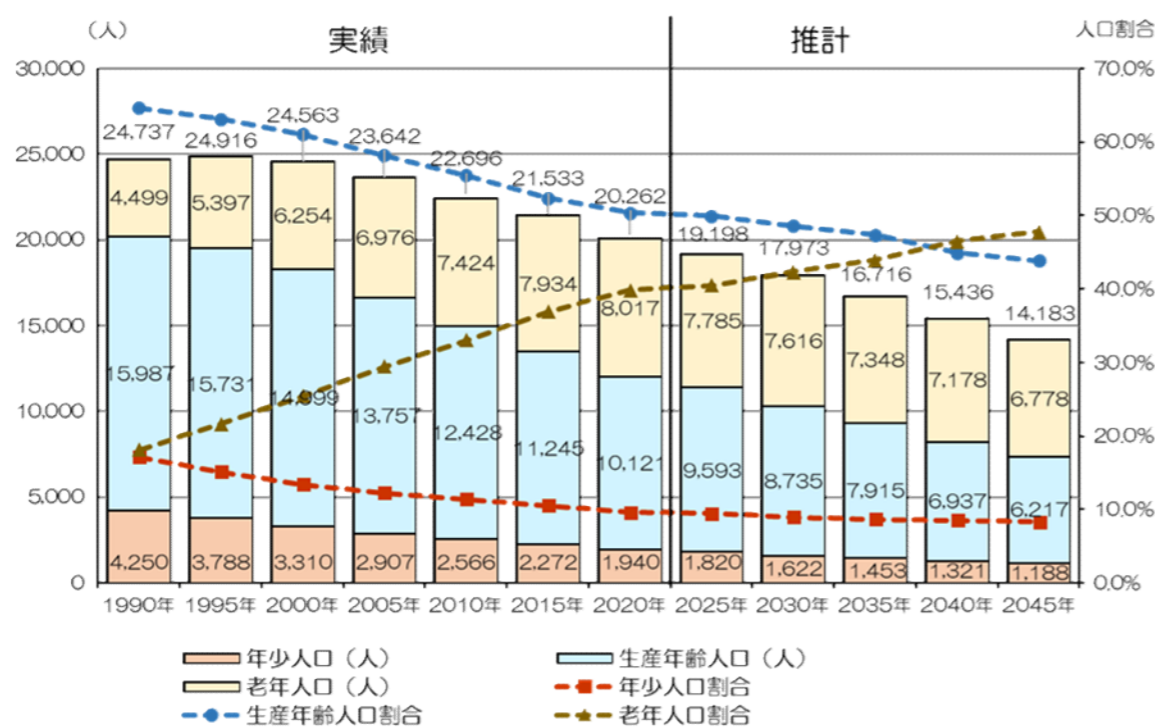
本計画の対象施設は、本町の公共建築物及びインフラ資産とします。



2. 本町の状況

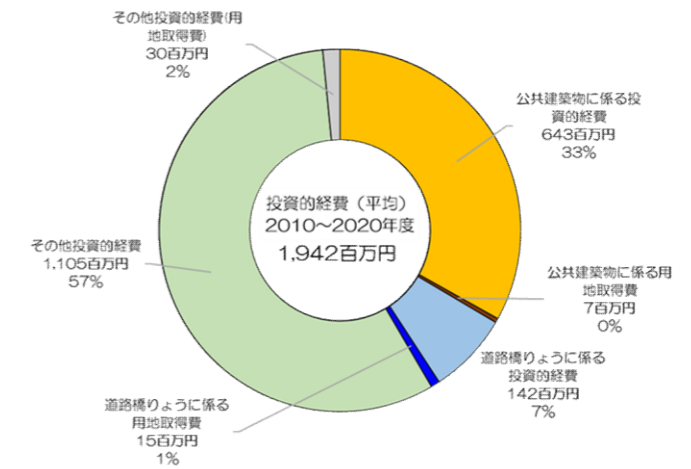
（1）人口

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、2020年（令和2年）の国勢調査による総人口は20,262人で、2045年（令和27年）には、14,183人になる見通しとなっています。人口構成では、老年人口（65歳以上）の割合が急速に高まっています。



（2）財政（投資的経費の状況）

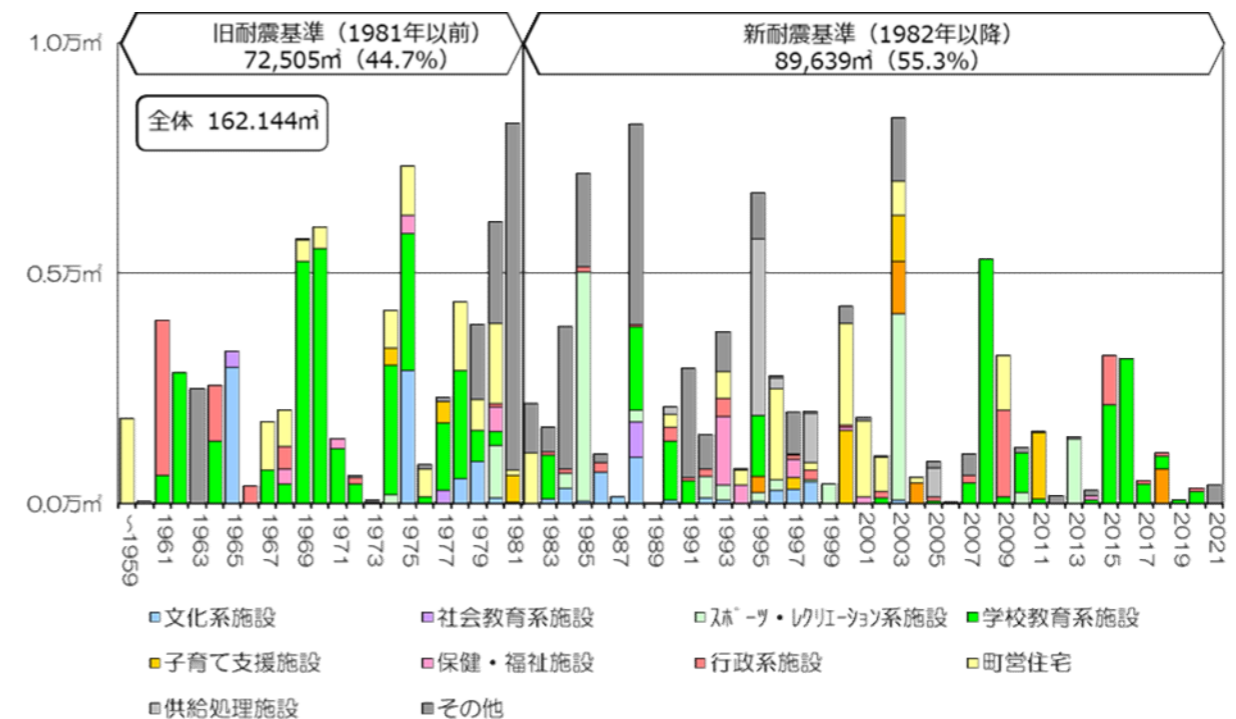
公共施設等の更新に、どの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の普通会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を確認しました。その結果、公共建築物に係る過去11年間の平均投資額は約6.4億円となっており、これは投資的経費全体の約33%を占めています。



（3）公共施設

本町の公共建築物としては、1974年（昭和49年）～1988年（昭和63年）頃に一定規模の建設の集中が見られますが、他の自治体の建設ラッシュのような際立ったピークはなく、2000年（平成12年）以降も学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設の建設が続いています。

築年数で見ると旧耐震基準の建物の延床面積が半数近く（約45%）を占めており、老朽化が進んでいることが伺えます。



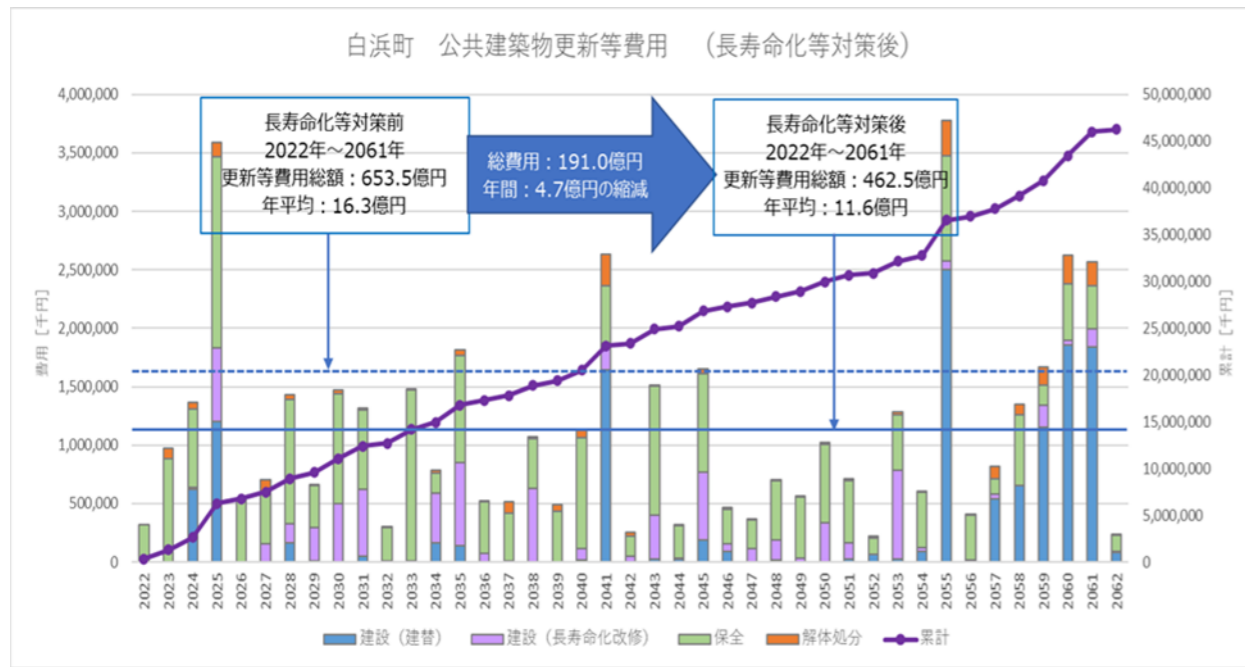
本町の主なインフラ資産の状況は、次のとおりです。

- 2021年（令和3年）10月現在で229橋の橋梁があり、このうち1972年（昭和47年）～1978年（昭和53年）に一部整備が集中しており、耐用年数である60年を超える橋梁は全体の約1%となっています（年度不明橋梁を除く）。
- 2020年（令和2年）9月現在で56橋の林道橋と2本のトンネルがあり、橋梁は2006年（昭和30年）までに建設されており、高齢化が急速に進んでいます。トンネルは、2002年（平成14年）から2004年（平成16年）までに建設されており、2052年（令和34年）には建設後50年を経過するトンネルとなります。
- その他にも上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水などがあります。

白浜町公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂版）概要版

3. 公共施設等の改修・更新等にかかる中長期的な経費の見込み

本町が保有する公共建築物（学校施設を除く）をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合と各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合を比較したところ、更新等費用について40年間で191.0億円、年間約4.7億円の縮減効果が期待できる結果が得られました。



このように、全ての公共施設等について、長寿命化対策等を講じて更新等費用の縮減に努めます。

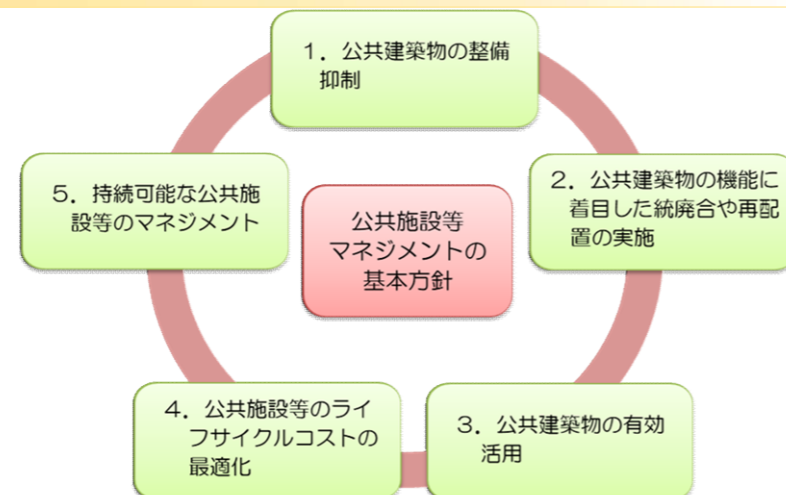
4. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

（1）現状や課題に関する認識

- ① 施設の更新等費用の不足：少子高齢化が急速に進み、今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、更なる施設の更新等費用の縮減対策が必要です。
- ② 施設の利便性の追求等：社会状況やライフスタイルの変化に応じて、住民のニーズは多様化・複雑化しています。そのような中でこれからの公共施設には、様々なニーズに対応できる柔軟性が求められます。
- ③ 施設の老朽化：公共施設等の有形固定資産減価償却率が高い水準にあることから、施設の老朽化が進んでおり、施設の更新等費用の増大が懸念されています。

（2）公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本町の公共施設等を取り巻く現状や課題に関する認識を踏まえ、公共施設等マネジメントの基本方針を右図のとおり定めます。



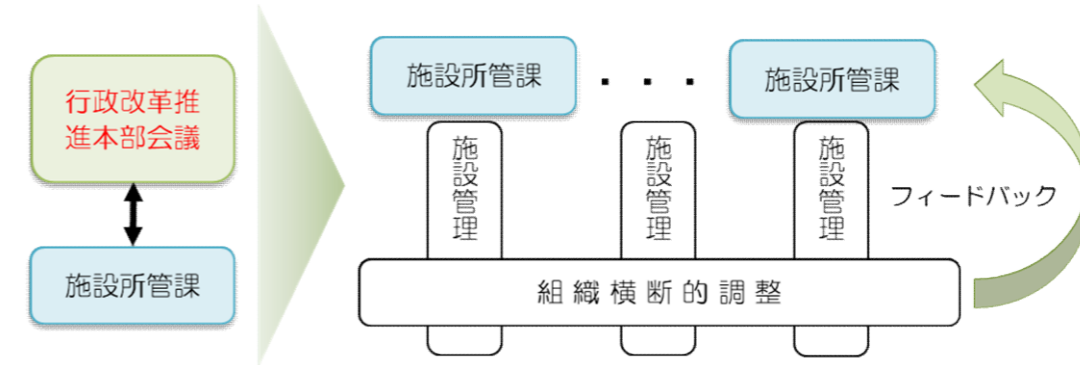
（3）目標設定

公共建築物の管理目標は、財政面でのかい離の解消とサービス水準の維持におき、公共施設等マネジメントの基本方針に則り、個別の施設計画等を踏まえて施策を展開し、目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

インフラ資産については、総量の縮減が難しいため、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成25（2013）年11月29日策定」の行動計画として、施設長寿命化計画等を定め、安全・安心の確保と経費の縮減を進めていきます。

（4）全庁的な取組体制及び公共施設等の管理に関する実施方針

本計画を展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、公共施設等マネジメントに係る機能を「行政改革推進本部会議」に持たせ、継続的なマネジメントを行います。



公共施設等の管理に関し、以下の実施方針等を定め、効果的・効率的に取り組みます。

- （1）点検・診断等に関する方針
- （2）維持管理・更新等に関する方針
- （3）安全確保策に関する方針
- （4）耐震化に関する方針
- （5）長寿命化に関する方針
- （6）ユニバーサルデザイン化に関する方針
- （7）脱炭素化の推進に関する方針
- （8）統合や廃止に関する方針
- （9）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築に関する方針

5. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

全ての公共建築物について、既存の施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、施設の長寿命化に努めます。

また、更新等の時期が到来した段階においては、その施設の評価（建物、コスト、公共サービス）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編の検討に取り組みます。

インフラ資産については、本計画の計画期間にはインフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらの積極的な導入に取り組むとともに、国、県及び近隣自治体と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に努めていきます。